

広労基発第158号

平成25年3月29日

関係団体各位

広島労働局労働基準部長



広島第12次労働災害防止推進計画の策定について

労働基準行政の推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、国の経済や社会は、人々の労働によって支えられています。人の生命と健康はかけがえのないものであり、どのような社会、経済であっても、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないものです。

こうした悲劇を少しでも減らすため、国は昭和33年からこれまで11次にわたって「労働災害防止計画」を策定し、関係業界、専門家などと協力しながら、災害防止に取り組んできたところです。その結果、労働災害は大幅に減少しましたが、現在に至ってもなお、仕事上の事故や急性中毒などで亡くなる人は全国で年間1,000人を超えています。また、過重労働などを原因として脳・心臓疾患を発症し死亡したり（いわゆる「過労死」）、仕事による強いストレスを原因として精神障害を発症し、自殺したとして労災認定される人は、合わせて200人近くに上っています。さらに、怪我を負ったり病気になり、4日以上仕事を休んだ人は、年間11万人に達しています。

このような現状を踏まえ、更に労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、平成25年度を初年度として、5年間にわたり国が重点的に取り組む事項を定めた新たな「労働災害防止計画」（別添冊子参照）が策定されたところです。

広島労働局においても、これを踏まえて、この計画期間中に重点的に取り組むべき事項を定めた計画を別添のとおり策定しました。

つきましては、計画の円滑な推進にあたり、ご理解ご協力をいただきますとともに、会員事業場等に対し周知方をよろしく願いいたします。